

令和8年度

松之郷橋補修工事

特別仕様書

東金市 経済環境部 農政課

第1章 総 則

第1条 適用

- 1 本工事における仕様書は、千葉県農業農村整備事業土木工事等共通仕様書（令和3年1月一部改訂）、以下「共通仕様書」という。）を準用するものとし、施工にあたっての一般事項は共通仕様書による。
- 2 この特別仕様書は、共通仕様書でいう特別仕様書で、本工事の施工に適用する。

第2条 施工体制

- 1 施工体制についての一般的事項は千葉県建設工事適正化指導要綱によるものとし、受注者は、次の各号について施工計画書に記載しなければならない。
 1. 施工体系図
 2. その他監督職員が必要と認めた施工体制に係わる事項

第3条 段階確認

- 1 受注者は、共通仕様書に記載のあるものの他必要と認められるものについて、施工計画書に明示するとともに、監督職員と協議の上、段階確認を受けなければならない。

第4条 施工管理・規格値

- 1 この工事の施工管理は、千葉県農業農村整備事業工事施工管理基準（平成29年1月改訂）を準用し行わなければならない。
- 2 工事写真の作成については、カラー写真で作成し、同施工管理基準を準用し行わなければならない。

第5条 工事現場管理

- 1 受注者は、工事の施工にあたっては、次の事項を遵守するものとする。
 1. 積載重量制限を超えて土砂等を積み込まず、また積み込まさないこと。
 2. さし枠装着車、不表示車等に土砂を積み込まず、また積み込まさないこと。
 3. 過積載車、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等過積載を助長することのないようにすること。
 4. 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行い、又はさし枠装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合には、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。
 5. 不法・違法無線局（不法パーソナル無線）を設置したトラック、ダンプカー等を工事現場に立ち入らせないこと。
 6. 以上のことにつき、下請業者にも十分指導する。

第6条 建設副産物に関する事項

- 1 受注者は「建設副産物適正処理推進要綱（平成14年5月改定）を遵守して建設副産物の適正処理に努めなければならない。
- 2 建設副産物の取り扱いについては、次の3及び別紙ー1によるものとする。
- 3 建設廃棄物
 1. 本工事に発生するコンクリート殻（無筋）（1.08m³）は東金市小野492番地2地先、片道運搬距7.5kmの有限会社地引組に運搬し、処理するものとする
 2. スクラップ（ヘビーH1）（1.17t）は、東金市内片道運搬距離8.3kmに運搬し処理するものとする。

なお、運搬に先立ち受け入れ条件等については、受注者が確認し監督職員に報告するものとする。

第7条 補償

- 1 工事用地内及び外に関する故意または不注意により公有物及び私有物等に損害を与えた場合は、受注者の責任において補償しなければならない。

第8条 安全・訓練等の実施

- 1 本工事の施工に際し、現場に即した安全・訓練等について、工事着手後原則として作業員全員の参加により月当たり半日以上の時間を割り当て、下記の項目から実施内容を選択し、安全・訓練等を実施するものとする。
 1. 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育
 2. 本工事内容の周知徹底
 3. 土木工事安全施工技術指針等の周知徹底
 4. 本工事における災害対策訓練
 5. 本工事現場で予想される事故対策
 6. その他、安全訓練等として必要な事項

第9条 安全・訓練等の実施状況報告

- 1 安全訓練等の実施状況を報告するものとする。

第10条 環境対策

- 1 本工事の施工にあたっては、東金市環境保全条例（平成13年条例第3号。以下「条例」という。）の規定を遵守すると共に、条例に定める区域内で特定建設作業を実施する場合には、必要な届け出を当該作業開始の7日前までに行うものとする。

第11条 震災対策

- 1 地震予知情報等が発令された場合は、ただちに工事を中断しその情報に応じた適切な保安処置を講ずるものとする。

第12条 創意工夫・社会性等に関する実施状況について

- 1 受注者は、工事施工において、自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する項目、または地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完了時までに所定の様式により提出することができる。

第13条 工期

- 1 工期は雨天、休日等を見込み、令和9年1月18日限りとする。但し、休日等には日曜、祝日、年末年始休暇の他、作業期間内の全土曜日を含む。

第2章 材 料

第14条 材料の見本又は資料、試験及び検査

- 1 工事材料において、監督職員が施工計画書及び品質証明書提出時に指示した材料は

見本を提出し、検査を行うものとする。

- 2 その他の工事材料においては材料承認願いをもって行われるものとする。

第3章 そ の 他

第15条 仮設工

- 1 道路での施工機械搬入及び作業の際は、敷き鉄板により養生し、農地に石等の資材及びごみが混入しないよう注意し施工すること。

第16条 排出ガス対策型建設機械について

- 1 本工事において以下に示す建設機械を使用する場合は、「土地改良事業等請負工事標準機械経費算定基準」（昭和58年2月28日付け58構改D第147号）で示す排出ガス対策型建設機械の使用に努めるものとする。

排出ガス対策型建設機械を使用できない場合でも、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の装着黒煙浄化装置の開発」または、これと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することで、排出ガス対策型建設機械と同等とみなす。

なお、排出ガス対策型建設機械を使用した場合は、監督職員と協議するものとする。

排出ガス対策型建設機械あるいは装着黒煙浄化装置を装着した建設機械を使用する場合現場代理人は施工現場において使用する建設機械の写真撮影を行い、監督職員に提出するものとする。

また、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準を定められている自動車の種別で、有効な自動車検査証の交付を受けているものを除く。

建設副産物に関する特記仕様書

1. 共通事項

- (1) 「千葉県建設リサイクル推進計画 2016 ガイドライン」に基づき、本工事に係る「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を作成し、施工計画書を含め各 1 部提出すること。

また、計画の実施状況（実績）については、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を作成し、「建設副産物情報交換システム工事登録証明書」と合わせて提出するとともに、これらの記録を工事完成後一年間保存しておくこと。

なお、「建設副産物情報交換システム（COBRIS）」を用いて登録・作成するものとする。

◎作成対象工事

受注金額 100 万円以上のすべての工事について建設資材利用、建設副産物の発生・排出の量の大小及び有無にかかわらず作成する。

- (2) 建設副産物の処理に先立ち、「建設副産物処理承認申請書」を作成し、監督職員の確認を受け、同申請書を 1 部提出すること。
- (3) 建設廃棄物の処理を委託する場合は、運搬あるいは処理について許可業者と各々建設廃棄物処理契約を締結し、「建設廃棄物処理委託契約書」を監督職員に提示するとともに、同契約書の写しを提出すること。
- (4) 建設副産物の処理完了後速やかに「建設副産物処理調書」を作成し、監督職員に 1 部提出するとともに、実際に要した処理費等（受入れ伝票、写真等）を証明する資料を監督職員に提出し確認を受けること。
- (5) 建設廃棄物の処理にあたって、産業廃棄物管理票制度に基づく紙マニフェスト方式による場合は、複写式伝票の D 票及び E 票の写しを提出すること。

また、電子マニフェスト方式による場合は、建設廃棄物の引渡し時、運搬終了時及び処分終了時に登録した情報をパソコンにより印刷し提出すること。

施 工 条 件 の 明 示

工 事 名 松之郷橋補修工事
工 事 箇 所 東金市 道庭 地先

東金市 経済環境部 農政課

明 示 項 目	明 示 事 項
工 程 関 係	余裕を持った工程計画を立案すること。
用 地 関 係	施工にあたり、現地の境界等については事前に測量を実施し、十分把握しておくこと。
公害対策関係	工事に伴う振動、騒音、水質汚濁、地盤沈下、塵埃等による災害を及ぼさないよう十分注意すること。 施工機械は、低騒音型機械を使用すること。
安全対策関係	工事期間中は、安全対策に十分配慮すること。 通行車輛等を規制する場合は、看板及び安全施設を設置し、安全に施工すること。 誘導については怠りの無いようにすること。
工事用道路関係	工事用道路として使用した土地は、工事完了時に原形復旧すること。
仮 設 備 関 係	現地の状況を十分に把握し、安全性の検討を行い、工事施工上については、受注者の責任において実施すること。
残土、産業廃棄物関係	第6条のとおり
工事支障物件等	施工に際しては、架線、埋設物等の調査を十分に行い、損傷を与えないようにすること。 工事に伴い、支障となる樹木等を伐採等する場合は事前に関係者に確認をとること。
排水工（濁水処理を含む）関係	下流に土砂混じりの濁水を流出させることのないよう、事前に対策を講じること。
そ の 他	設計図書の寸法については事前に現地測量し確認すること。 変更を要する事項及び設計図書などに記載無き事項等、疑義が生じた場合は別途協議すること。 本施工条件で確認できない事項は監督職員に問い合わせること。 建設工事公衆災害防止対策要領を熟慮すること。